

議案第3号

新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市美術館設置及び管理条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき」を「ため」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、引用法令条項が削られたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。